

都市建設委員会

テーマ別調査結果 報告書

[緑の保全に関する提言のとりまとめ]

[平成21年3月]

生駒市議会都市建設委員会

目 次

1. 調査の概要	1
(1) 調査の位置づけ	1
(2) 調査の目的	1
(3) 調査の経緯	1
2. 調査の前提「緑の保全・緑化」について 【国土交通省】	2
(1) 今後の緑とオープンスペースに係る政策課題	2
(2) 個別施策	2
① 都市公園の役割	3
(3) 緑地保全・緑化	4
① 制度の概要	4
② 緑の基本計画	4
③ 緑地保全地域制度	4
④ 特別緑地保全地区制度	5
⑤ 地区計画等の活用による緑地の保全	6
⑥ 管理協定制度	6
⑦ 緑化地域制度	7
⑧ 市民緑地制度	8
⑨ 緑化施設整備計画認定制度	9
⑩ 緑地管理機構制度	9
⑪ 生産緑地制度	10
⑫ 風致地区制度	10
3. 生駒市における「緑の保全」	11
4. 委員会視察「緑の保全」について	12
5. ヒヤリング調査実施	12
6. 生駒市における「緑の保全」「緑化推進」の課題整理	13
7. 生駒市における「緑の保全」「緑化推進」に向けた提案	14
(1) アダプトプログラムについての提案	14
(2) 市民の森制度／契約（所有者～市等）に関する提案	15
(3) 緑の保全に関する市民・団体等の活動拠点の充実についての提案	16
(4) ボランティア養成講座についての提案	17
【別紙1】都市計画建設委員会視察報告書	17
【別紙2】他市の取り組み事例（愛知県大府市）	22
(参考1) アダプトプログラムってなに	22
(参考2) アダプトプログラム活動団体一覧	24
(参考3) アダプトプログラムの様式	26
(参考4) 目標達成状況	23
(参考5) 基金 寄附者一覧	29
(参考6) 地域の歴史・文化を生かした、快適で歩きたくなる環境をつくる	30
(参考7) 箕面市のみどりの施策(実施計画における総評)	31

1. 調査の概要

(1) 調査の位置づけ

本調査は、生駒市議会において平成20年度より開始したテーマ別調査に位置づけられるものであり、生駒市議会都市建設委員会が主体となって実施したものである。

今後、本調査の結果に基づき、生駒市議会都市建設委員会として、生駒市政に対して「緑の保全」についての施策を提言し、その実施を求めるものとする。

(2) 調査の目的

生駒市の豊かな自然を保つことは、これからの魅力ある都市づくりに必要である。生駒市においては、平成16年9月に「生駒市緑の基本計画」を、市民参画のもとで策定している。この計画は、市民が今後も緑豊かな都市環境のもとで生活し、次世代にもこの環境を引き継いでいくための基本的な方向が示されている。

計画では、生駒市の花・緑・自然の領域を①「山地・丘陵の緑」②「河川・ため池などの水辺」③「身近な樹林の緑」④「公園」⑤「まちなかの花や緑」⑥「庭先・窓辺の花や緑」の6つに分け、それぞれの領域での“花と緑と自然の都市・まちづくり”のあり方を方向づけているが、保全する緑地は民有地が多く、行政の権限が及び領域は限られている。計画の目的を達成するには市民が主体性を持って行政とともに取り組める施策を考える必要がある。

すなわち、市民、市民団体、NPO、企業等との協働の具体化が課題である。

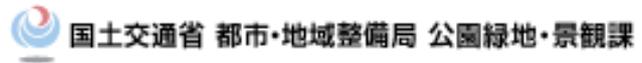
以上のことから「緑の保全」「緑化推進」には、ボランティア等の育成についても研究する必要があり、先進地の視察等、調査を実施した。

(3) 調査の経緯

実施年月日	会議名	調査事項
平成20年 7月 7日	委員会	・調査テーマについて (1)緑の保全 (2)総合交通ネットワーク)
平成20年7月30日	勉強会	生駒市の現状と課題について (1)「緑の基本計画」について (2)総合交通ネットワークについて
平成20年8月26日	委員会	・先進事例と今後の調査について
平成20年10月9日 平成20年10月10日	委員会視察	・千葉県松戸市（里やまボランティア入門講座等） ・埼玉県志木市（ふれあいの森整備事業等）
平成20年11月1日	勉強会	・ヒアリング（いこま里山クラブ） ・現地視察（山麓公園）
平成20年11月7日	委員会視察	・大阪府交野市（里山指導員育成講座等）
平成20年11月25日	委員会視察	・大阪府箕面市（アダプトパーク・プログラム制度等）
平成21年 3月 5日	委員会	・調査報告書について

2. 調査の前提「緑の保全・緑化」について

・まず、国の制度から「緑の保全」についての課題を整理し、生駒市にあった制度や仕組みづくりを考える。



(1) 今後の緑とオープンスペースに係る政策課題

都市公園制度や緑地保全制度などの緑とオープンスペース確保のための政策をより総合的かつ計画的に進めるために、以下の諸点に重点を置きます。

●都市再生への対応

ゆとりと潤いにおいに欠ける市街地、災害に脆弱な都市構造の改善等都市を再生していくことに重点を移すことが必要です。

●地球環境問題等への対応

地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全等に資する都市における緑とオープンスペースの確保は国家的な課題です。

●豊かな地域づくりへの対応

地域の資源、文化と一体となる緑とオープンスペースは、地域の活性化、観光、地域間の交流・連携のための資源として大きな役割を果たします。

●参画社会への対応

緑とオープンスペースの保全、創出、管理のそれぞれの段階で、地域住民や NPO 等の参画による協働のための場づくり、仕組みづくりが必要です。



(2) 個別施策

公園緑地課で取り組んでいる主な施策について紹介します。

- 防災公園の整備
- 都市公園移動等円滑化基準
- 地球環境問題等への対応
- ユニバーサルデザイン
- PFI 事業の推進
- プールの安全標準指針
- 都市公園における遊具の管理

①都市公園の役割

都市公園をはじめとする緑とオープンスペースは、都市環境の改善、都市の防災性の向上等に寄与しています。

●良好な都市環境を提供します。

地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全による良好な都市環境の提供は、我が国の国家的な政策課題です。この課題の解決には、都市公園等の整備、緑地の保全、緑化の推進による都市における緑とオープンスペースのネットワークの確保が必要です。

●都市の安全性を向上させ、地震などの災害から市民を守ります。

震災・大火の危険性が高い密集市街地は、東京都・大阪府などを中心に全国で約25,000ha存在しています。このような地区では、震災時の避難地、避難路、延焼防止、復旧・復興の拠点となる防災公園の整備が急務となっています。

●市民の活動の場、憩いの場を形成します。

緑とオープンスペースは、子供からお年寄りまでの幅広い年齢層の自然とのふれあい、レクリエーション活動、健康運動、文化活動等多様な活動の拠点となっています。また、これからは公園の整備・管理や緑化活動へ、より一層市民が参加することが期待されます。

○市民参加の公園づくりの推進

子供から大人まで様々な人々による植樹の実施など、市民が参加する公園整備を進めています。

○健康運動活動の推進

地域住民のスポーツやレクリエーションの場として、健康の維持や増進に寄与しています。

○生涯学習の推進

人々が年齢にかかわらず、自然体験活動に参加できるよう、様々なプログラムを提供しています。

○環境学習の推進

ネイチャーゲーム等を通じた実体験から、環境について学ぶことができる場として活用されています。

○ユニバーサルデザインの推進

レイズドベッドの整備、段差の解消等を始めとする、誰もが利用しやすい公園づくりを行っています。

●豊かな地域づくり、地域の活性化に不可欠です。

中心市街地のにぎわいの場となる公園・広場の整備や、地域の歴史的・自然的資源を活用した観光振興の拠点の形成などの、地域間の交流・連携の拠点となる緑とオープンスペースの確保は、快適で個性豊かな地域づくりに必要不可欠です。

○自然的資源の活用

○中心市街地の活性化

○歴史的資源の活用

(3) 緑地保全・緑化

①制度の概要

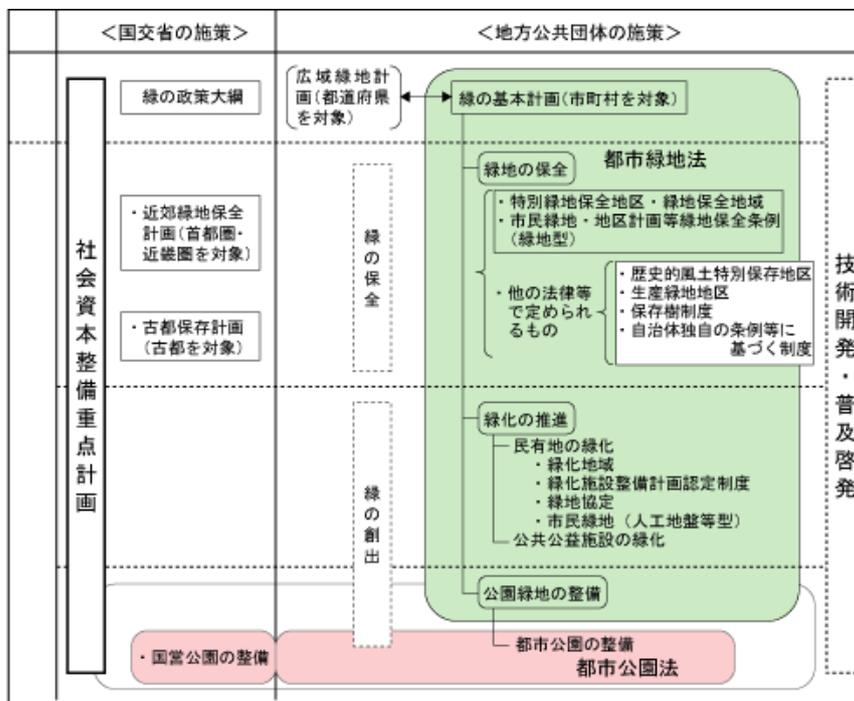
都市の緑の保全と緑化の推進は、国が「緑の政策大綱」や「社会資本整備重点計画」に基づいて行う施策や、地方公共団体が「広域緑地計画」や「緑の基本計画」に基づいて行う施策、住民やNPO団体などが行う緑化活動等の様々な施策によって支えられています。

●都市緑地法

▽目的

都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的としています。

●新しい施策の体系



②緑の基本計画

市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画です。これにより、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施することができます。(都市緑地法第4条)

③緑地保全地域制度

里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度です。(都市緑地法第5条)

●制度の概要

▽指定要件

○指定の要件は次のいずれかです。

- 無秩序な市街化の防止又は公害若しくは災害の防止のため適正に保全する必要があるもの
- 地域住民の健全な生活環境を確保するため適正に保全する必要があるもの

▽行為の規制

○緑地保全地域に指定されると、次の行為を行う場合に、都道府県知事（指定都市及び中核市においては当該都市の長）への届出が必要になります。また、原則、届出後 30 日は行為の着手は不可となります。

- 建築物その他工作物の新築、改築又は増築
- 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更
- 木竹の伐採
- 水面の埋立て又は干拓
- 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積 など 注：公益性が特に高く緑地の保全上著しく支障を及ぼすおそれのない一定の行為や、計画決定の際に既に着手していた行為、非常災害の応急措置等についてはこの限りではありません。

●指定のメリット

○緑地保全地域の指定には、土地所有者にとって次のようなメリットがあります。

- **管理協定制度を併用することにより、管理の負担を軽減することができます。**
市民緑地制度を併用することにより地域の自然とのふれあいの場として活用を図ることができます。



緑地保全地域のイメージ

④特別緑地保全地区制度

都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度です。これにより豊かな緑を将来に継承することができます。

（都市緑地法第 12 条）（首都圏近郊緑地保全法第 5 条）

（近畿圏の保全区域の整備に関する法律第 6 条）

●制度の概要

▽指定要件

○指定の要件は次のいずれかです。

- 無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの
- 神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗習慣と結びついて当該地域において伝統的、文化的意義を有するもの
- 次のいずれかに該当し、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を維持するために必要なもの
 - 風致又は景観が優れているもの
 - 動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があるもの

⑤地区計画等の活用による緑地の保全

屋敷林や社寺林等、身近にある小規模な緑地について、地区計画制度等を活用して現状凍結的に保全する制度です。

(都市緑地法第20条)

●制度の概要

▽区域の条件

○条例を定めることにより、緑地の保全のための規制をかけられる区域は、地区計画等(「地区計画」、「防災街区整備地区計画」、「沿道地区計画」、「集落地区計画」)において、現に存する樹林地、草地等で良好な住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項が定められている区域です。

▽行為の規制

○条例を定めると、次の行為を行う場合に、市町村長の許可が必要になります。

- 建築物その他工作物の新築、改築又は増築
- 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更
- 木竹の伐採
- 水面の埋立て又は干拓
- 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積 など

●指定のメリット

○市民緑地制度を併用することにより地域の自然とのふれあいの場として活用を図ることができます。

⑥管理協定制度

特別緑地保全地区等の土地所有者と地方公共団体などが協定を結ぶことにより、土地所有者に代わって緑地の管理を行う制度です。これにより、土地所有者の特別緑地保全地区等の管理の負担を軽減することができます。

(都市緑地法第24条)

(首都圏近郊緑地保全法第8条)

(近畿圏の保全区域の整備に関する法律第9条)

●制度の概要

▽締結の内容

○地方公共団体又は緑地管理機構は、必要に応じて、特別緑地保全地区、緑地保全地域又は近郊緑地保全区域内の土地所有者と管理協定を締結することにより、これらの特別緑地保全地区等の緑地の管理を行うことができます。

○締結する管理協定の内容は次のとおりです。

- 管理協定の目的となる土地の区域
- 管理協定区域内の緑地の管理に関する事項
- 管理協定区域内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項（必要な場合に定める）
- 管理協定の有効期間（5年以上、20年以下）
- 管理協定に違反した場合の措置

○この協定を締結し、公告が行われた後には、この協定は、その後に管理協定区域内の土地の所有者等になった方に対しても効力を持ちます。

●締結のメリット

○管理協定の締結は、土地所有者にとって次のようなメリットがあります。

- 地方公共団体又は緑地管理機構が緑地の管理を行うことにより、管理の負担が軽減されます。
- 特別緑地保全地区においては、相続税は、特別緑地保全地区としての評価減に加え、貸付期間20年以上等の要件に該当する場合、さらに2割評価減となり、土地の所有コストを軽減できます。
- 緑地保全地域内で協定を締結した場合、緑地環境整備総合支援事業において緑地の公開に必要な施設の整備が国の補助対象となります。



里山などの身近な自然は、人の手で適切な管理を行うことによって豊かな自然を継承することができます。

⑦緑化地域制度

緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度です。これにより効果的に緑を創出することができます。（都市緑地法第34条）

●制度の概要

▽指定要件

指定の要件は「用途地域が指定されている区域内」で「良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域」です。

▽指定主体

緑化地域は、都市計画法における地域地区として市町村が計画決定を行います。

●指定のメリット

・緑化地域内において、緑化施設整備計画認定制度に基づき、緑化施設の整備計画について市町村長の認定を受けることにより、緑化施設について固定資産税の特例措置を受けることができます。



⑧市民緑地制度

緑化地域のイメージ

土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体などが契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度です。これにより、地域の人々が利用できる公開された緑地が提供されます。（都市緑地法第55条）

●制度の概要

▽対象となる土地・契約期間など

- 都市計画区域内の300m²以上の土地又は人工地盤、建築物その他の工作物が対象となります。
- 特別緑地保全地区及び緑地保全地域内の土地等も市民緑地の対象となります。
- 契約期間は5年以上です。

▽契約の内容

○締結する契約の内容は次のとおりです。

- ・市民緑地契約の対象となる土地等の区域
- ・市民緑地の保全や利用のために必要な施設整備に関する事項
- ・緑化施設の整備に関する事項（人工地盤・建築物などの場合）
- ・市民緑地の管理の方法に関する事項
- ・市民緑地の管理期間
- ・契約に違反した場合の措置

▽契約の締結状況

自治体数	地区数	面積
31 市区	113 地区	52.52ha

（平成18年3月末現在）



第1号市民の森(鶴ヶ島市)

●締結のメリット

○市民緑地契約の締結は、土地所有者にとって次のメリットがあります。

- 地方公共団体や緑地管理機構が緑地の管理を行うことにより、管理の負担が軽減されます。
- 次の優遇税制により、土地の所有コストを軽減できます。
 - 契約期間が 20 年以上等の要件に該当する場合、相続税が 2 割評価減となります。
 - 土地を地方公共団体に無償で貸し付けた場合には、土地の固定資産税及び都市計画税が非課税となります。
- 緑地環境整備総合支援事業において緑地の公開に必要な施設の整備が国の補助対象となります。

⑨緑化施設整備計画認定制度

民間の建築物の屋上、空地など敷地内を緑化する計画を市町村長が認定することで、事業者が緑化に関して税制面で優遇措置を受けることができる制度です。

(都市緑地法第 60 条)

⑩緑地管理機構制度

地方公共団体以外の NPO 法人などの団体が緑地管理機構として緑地の保全や緑化の推進を行う制度です。これにより、民間団体や市民による自発的な緑地の保全や緑化の推進に対する取り組みを推進することができます。

(都市緑地法第 68 条)

▽業務の内容

○業務の内容は次のとおりです。

- 管理協定に基づく緑地の管理
- 市民緑地の設置及び管理
- 都市計画区域内の緑地の買取り及び買い取った緑地の保全
- 次に掲げる業務
 - 住民等の利用に供する認定緑化施設の管理
 - 認定計画に従った緑化施設の受託整備又は認定緑化施設の受託管理
 - 緑化施設の整備に必要な資金のあっせん
 - 緑地の保全及び緑化の推進に関する情報収集と提供
 - 緑地の保全及び緑化の推進に関する助言及び指導
 - 緑地の保全及び緑化の推進に関する調査及び研究

制度のメリット

○緑地管理機構が特別緑地保全地区内の土地を買入れる場合、地方自治体を買入れるのと同様の優遇措置があります。

- 土地所有者の申出により買入れる場合に、譲渡所得には 2,000 万円の控除が適用されます。

○地方公共団体以外のNPO法人などの組織が緑地の保全や緑化の推進に広く参加することが可能になります。

⑪生産緑地制度

●目的

良好な都市環境を確保するため、農林漁業との調整を図りつつ、都市部に残存する農地の計画的な保全を図る。

▽生産緑地地区の指定（生産緑地法第3条）

市町村は、市街化区域内の農地で、次に該当する区域について都市計画に生産緑地地区を定めることができる。

- a. 良好な生活環境の確保に相当の効果があり、公共施設等の敷地に供する用地として適しているもの
- b. 500m²以上の面積
- c. 農林業の継続が可能な条件を備えているもの

都市計画決定状況（近畿圏）

都府県名	H19.3.31 現在決定状況	
	地区数	生産緑地地区決定面積 ha
京都府	3,167	958.9
大阪府	10,264	2,293.6
兵庫県	2,917	577.3
奈良県	3,138	610.8
近畿圏計	19,486	4,440.6
全国計	64,888	14,584.1

「平成19年都市計画年報」より

⑫風致地区制度

目的

風致地区は、都市における風致を維持するために定められる都市計画法第8条第1項第7号に規定する地域地区である。「都市の風致」とは、都市において水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観であり、風致地区は、良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定めるものである。

▽指定主体等

風致地区は、10ha以上は都道府県・政令市が、10ha未満は市町村が指定し、風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（以下、「風致政令」という。）で定める基準に従い、地方公共団体が条例（以下、「風致条例」という。）を制定することとしている。

3. 生駒市における「緑の保全」

「花と緑と自然の都市・まちづくり」の6つの領域とめざしている方向

●山地・丘陵など「山並みの緑」

山地・丘陵の緑の環境に親しみ“自然を守る心”を未来に伝える。

緑のひろがりとしての「量」、多様な生物が生息できる環境として、市民がかかわり、親しめる山並み（里山）としての「質」の両面からの保全をめざし、次世代への継承をめざす。

●河川・ため池などの「水辺の緑」

川を取りもどし生駒に“水と緑の骨格”を創り・育む

河川・ため池～山地・丘陵を『水と緑の骨格』と位置づけ、多様な生物が生息でき、市民が親しめる水辺再生と、継続的な浄化活動に取り組む。

●樹林・農地など「まちなかの緑」

樹林・農地を活かして“まちなかの緑の厚み”を育み・伝える

多様な保全、活用制度を準備し、一つでも多くの樹林を残す努力をする。

- ①歴史の森制度／境内林など
- ②樹林公園制度／市の借上げ、買収等
- ③市民の森制度／契約（所有者～市等）
- ④保護樹林・保護樹林制度／指定
- ③を動かすための『樹林バンク制度』の創設

●「都市公園の緑」

市民の英知で“美しく・使いやすい公園”を育む

- ①利用促進の市民創意の誘導（サロン活動）
- ②市民相違の公園リニューアル、管理（コミュニティパーク制度）
- ③「樹林公園」による近隣公園不足地区のカバー

●「民間施設・公共施設の緑」

民間施設と公共施設の緑化でまちなかに“花と緑のシンボル”を創る

- ①沿道商業施設等の緑化要綱準備中
- ②公共空間の市民緑化活動ネットワークづくりによる啓発（サロンニュース）
- ③生駒駅前商店街等（南口、近鉄、グリーンヒル）の花飾り活動のサロン等（市民ツアー）での紹介・顕彰を行った

●「庭先・窓辺・まちかどの花や緑」

“花と緑であふれる庭先・窓辺・まちかど”を創り・育む

- ①「自分たちのまちは自分たちで管理する」共通認識の醸成
- ②「花と緑のわがまちづくり助成制度」や「花と緑の景観まちづくりコンテスト」の効果の高揚
- ③ふるーらむを全市的に使いやすくする工夫をしつつ、上記2点の実現に努める

4. 委員会視察「緑の保全」について

●視察先の「緑の保全」についての主な施策

視察先	主な施策等の名称
千葉県松戸市	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市民参加の施策 <ul style="list-style-type: none"> ・里やまボランティア入門講座 ・緑のボランティア活動（用具の貸出し等） ・森林ボランティア団体の活動等 2. 市の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・緑化の助成・支援制度 ・保護樹林指定制度 ・保全樹林地区指定制度 ・緑化モデル地区制度 ・花いっぱい運動 ・屋上緑化 3. 現地視察 <ul style="list-style-type: none"> ・囲いの山の森
埼玉県志木市	<ol style="list-style-type: none"> 1. ふれあいの森整備事業 2. グリーンボランティアについて <ul style="list-style-type: none"> ・アダプトプログラム（里親制度） 3. 緑の保全について <ul style="list-style-type: none"> ・みどりの基金積立事業 ・保存樹林等の指定および助成制度 ・生垣設置奨励金交付事業 ・家屋の新築記念樹林贈呈制度 4. 現地視察 <ul style="list-style-type: none"> ・慶応ふれあいの森、西原ふれあいの森
大阪府交野市	<ol style="list-style-type: none"> 1. 里山指導員育成講座について 2. 花と緑のボランティア育成講座について 3. いきものふれあいの里（現地視察） 4. 交野山森林公園
大阪府箕面市	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市民参加の施策について <ul style="list-style-type: none"> ・アダプトパーク・プログラム制度 ・NPO法人「みのお山麓保全委員会」との連携・協働について ・今後の課題と事業の拡大等について 2. 市の取組について <ul style="list-style-type: none"> ・花とみどりあふれるまちづくり推進事業 ・自然緑地等指定制度

※「緑の保全について」委員会調査報告書を添付

5. ヒヤリング調査実施

●現地視察「いこま里山クラブ」

平成20年11月1日 (土)	<ul style="list-style-type: none"> ・「いこま里山クラブ」の役員2名を対象としたヒヤリング調査を実施 ・「いこま里山クラブ」の活動を現地（生駒山麓公園）にて視察する。
-------------------	--

6. 生駒市における「緑の保全」「緑化推進」の課題整理

- 「緑の保全」に対する市民意識
 - ・市民にわかりやすい情報を積極的に提供する
 - ・アンケート調査を実施する
 - ・コミュニティパーク事業（公園ワークショップ）の拡充
 - ・「緑の保全」「緑化推進」「里山」についての講座開催
- 行政と市民ボランティアや企業が協働で取組める事業の拡充
 - ・アダプトプログラム制度の導入
- 「緑の保全」「緑化推進」等のボランティア講座の開催
 - ・里山のボランティアの人材育成
 - ・花と緑のボランティアの人材育成
 - ・緑の保全に関するリーダーの養成講座
 - ・NPOやボランティア団体等の育成・支援
- ボランティアの活動場所の提供
 - ・市街地の緑は、ほとんどが民有地であることから、土地所有者の理解と協力を求める施策
- 市民緑地の保全や利用のための緑地確保
 - ・市民緑地制度⇒土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体などが契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度です。これにより、地域の人々が利用できる公開された緑地が提供されます。（都市緑地法第55条）
- 生駒市の緑の保全に関する制度の周知と推進
 - ・生垣助成制度の周知と推進
 - ・花とみどりのまちづくり制度の拡充
 - ・保護樹林・保護樹林保護制度の拡充
- みどりの基金について
 - ・広く寄附を呼びかける（寄附しやすいような工夫）
 - 郵送での申し込み
 - 電子申請による申し込み
 - 電子申請による申し込み（クレジットカード納付）
 - ・税制上の優遇処置について周知する
 - ・寄附していただいた方
 - 市のHPに名前を記載（氏名公表に同意いただいた方を対象とする）
 - 10万円以上の寄附者には、感謝状を贈呈する
 - ・個別の事業に対しても寄附を依頼する
 - 例：「棚田・ふるさと保全事業」「山麓公園保全事業」「市民緑地保全事業」など
 - ・事業内容を広くPRする
 - 例：「運動場の芝生化への助成」「苗木の配布事業への助成」
 - 「市街地への緑化への助成」（壁面緑化、屋上緑化、駐車場緑化等）など

7. 生駒市における「緑の保全」「緑化推進」に向けた提案

前項で整理した問題認識を前提として、当委員会として今後生駒市において取り組むべき事項を以下の通り提案する。

(1) アダプトプログラムについての提案 《積極的な市民参加の促進》

①アダプトプログラム（里親制度）とは

- アダプトシステムとは、市民と行政が協働で進める新しいまちの美化プログラムであり、ボランティアとなる地元住民や企業、各種団体が、道路や公園など一定の公共の場所を養子とみなして、定期的、持続的に清掃などの活動を行い、子どもを育てるように愛情を込めて面倒を見るということ。
- 市民と行政が互いに役割分担を定め、両者のパートナーシップの下で美化を進めていく施策。
- 市民と行政が実際に契約書を交わし活動する。
- 具体例：駅前や公園などを、その地域のボランティア団体や企業、商店もしくは家族や小学校やPTAなど様々な団体が掃除や美化活動を行い、活動報告の義務を契約する。
- 市は、掃除用具の提供、安全指導、傷害保険の加入、サイドボード（看板）の掲示などを行う。
- サイドボード（看板）が意外に重要で、駅前や公園にどこが掃除しているかということを示すことで掃除する側のモチベーションを上げ、かつ商店や企業にとっては宣伝にもなる。
- 市民団体等に道路、公園、河川等の公共空間を里親となって慈しみ、愛着を持って面倒を見ていただくことから、関係各課が連携して進めることが必要。
（清掃や美化活動、簡易な道路整備や補修整備等（道づくり）も実施）

②実施の意義・効用

- 市民意識調査＝社会貢献活動は、一般的に 10 人いれば 3、4 人は機会があればやってみたいという調査結果がある。
- では、なぜ社会貢献活動ができないか？
 - ⇒自由な時間がない
 - ⇒活動を始めるきっかけがない
 - ⇒活動に関する情報がない
 - ⇒どうしたら活動できるか分からない
- 時間、きっかけ、情報さえ提供すれば社会貢献活動はできる。
 - ボランティアをするきっかけづくり＝説明会、勉強会、講座等の拡充
 - 広報活動＝ホームページ等を使ってPRの工夫

●アダプトプログラムですること

- ・行政と市民（団体）は契約を交わす
- ・市民（団体）は活動報告を提出する
- ・サイドボード（看板）の設置をする
- ・広報活動＝広報やHPで活動紹介をする

●ボランティアを継続するために重要なこと

・里親

里親として、自分の子ども（道路、公園などの対象物）を大切にいつまでも育てていくという気持ちになってもらうこと。

・サインボード（看板）の設置

この場所はだれが里親になっているかを示すという看板の効果がある。また、具体的に里親がわかりやすい方が効果が発揮できるため、工夫が必要。アダプトボード（看板）を設置している団体は、市広報紙や市HP等で活動を掲載する。

⇒清掃する団体等のモチベーションを上げる効果がある。

⇒看板でPRすることにより、他の団体等にも広げていくとい効果を狙う。

⇒道路等の清掃活動をしている団体の看板があれば、ポイ捨てごみの量は減る。

- ・市が管理する公共の場所において、一定の活動区間を設置し、参加団体を募る。その際、活動範囲を、市が管理する、道路または駅周辺、公共の場所と公園、緑地等と分けて身近なところから、気軽に活動していただける環境を作る。

③方向 市民、企業との提携

- ・今ある緑のボランティア団体の登録と支援、自治会やPTAにも働きかければ、生駒市でも相当数の「緑の里親」が顕在化するはずで、その体験を通じてこの制度の浸透を図る。
- ・他市の制度導入における効果を示し、この制度が何故今必要なのかの理解を広く市民に求める。

(2) 市民の森制度／契約（所有者～市等）に関しての提案

所有者の理解を得なければ何も始まらない。所有者に先ずこの制度が何故今必要なのかの理解を求める。

- ・交野市の保全緑地補助制度を参考に生駒市の制度を発展させる。
- ・財政的基盤として、「緑の基金」を箕面市の「山麓ファンド」を参考に、市民・企業に働きかける。この際、「基金」が現実にとどのように役に立っているかを、広報や現地での看板等で周知することを重視する。協力企業名の公表や、コンビニ、スーパーなどでの協力も呼びかけ、協力店であることがわかる旗やポスターなどを配布し、協力意欲を引き出す。
- ・「基金」の運用に市民参加を。

(3) 緑の保全に関する市民・団体等の活動拠点の充実についての提案

生駒市は、周りに豊かな自然が存在するが、「見るもの」との感覚があり、普段の生活とは距離がある。その距離を縮めるには、実際に自然の中に入り体感することが大事であり、そのための1つとして、交野市での「ふれあいセンター」のように、緑の保全等に関する市民団体等の活動拠点を自然との接点に配置する方策が有効ではないか。

その点、生駒市では、生駒山麓公園ふれあいセンターと高山竹林園が豊かな自然をバックに持ちながら、各施設から周辺の自然に入っていき活動が弱い。確かに、周辺の自然に市有地がなく、市として手が入られないという制約はある。特に山麓公園。しかし、今日の環境問題・自然保護への国の方針や地権者である市民の意識動向から、協力は得られるものと考えられる。

そこで、上記両施設に、周辺の自然を紹介するコーナーの設置、自然保全活動団体のための部屋・資材・用具の確保を行うとともに、自然の中で行うイベントを市民団体と協力して取り組むこととする。

(4) ボランティア養成講座についての提案

- ・環境に関する基礎知識も重要だが、具体的に活動に結び付けることが更に重要でありそういう方々が多くなるように講座を工夫する必要がある。例えば生活環境部が委託したNPO「環境市民」等に協力を依頼する。(NPOや市民団体との協働)
- ・講座終了後、受講者が自らボランティア団体を立ち上げ、活動を継続していけるよう、講座の中で話し合いの場を設け、講座内容を工夫する。
- ・講座の雰囲気等も工夫する必要がある。(連帯感)
- ・ボランティア団体が立ち上がった場合、代表は一年交代でする方がよい。
- ・出来るだけ市が主導で講座を進めるのではなく、市は市民団体のバックアップをして講座を開催する。(市民団体、NPOの育成に努める)
- ・大人のボランティアを養成していくのも大切だと思うが、幅広い世代層に参加していただくため、教育の一環という意義も含め、小学校、中学校、高校、子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウト等々の各方面にも参加を呼びかける。
- ・講座を活性化するためには、卒業生が市民の中で活動し、講座の魅力を体験を通じて広げ、応募者のやる気と参加者を増やすことが有効である。これは、講座の存在意義も高める。そこで、講座の卒業生のネットワーク化やすでに行っているボランティア団体の紹介も含め、実際に講座で得た知識・技術を活かせる場をつくる。特に、花と緑では、自治会、PTA・学校での花壇整備・花いっぱい活動との連携を推進する。

【別紙 1】 都市建設委員会視察報告書

視察先	千葉県松戸市 (平成 20 年 10 月 9 日)
<p>施策等の名称</p>	<p>1. 市民参加の施策 (1)里やまボランティア入門講座 (2)緑のボランティア活動（用具の貸出し等） (3)森林ボランティア団体の活動等 2. 市の取組 (1)緑化の助成・支援制度 (2)保護樹林指定制度 (3)保全樹林地区指定制度 (4)緑化モデル地区制度 (5)花いっぱい運動 (6)屋上緑化 3. 現地視察 囲いの山の森</p>
<p>視察の目的</p>	<p>松戸市では、市民参加による緑地の保全を目指して、市と市民団体との共催による里やまボランティア入門講座を毎年開催されるとともに、緑のボランティアによる公共用地での花植え、樹林を守るための里山管理など、市民が積極的に活動されていることから、本市のボランティア育成のため、成り立ちや活動状況等の調査を行う。また、花いっぱい運動や屋上緑化について、本市との比較調査を行う。</p>
<p>施策等の概要</p>	<p>市民参加による緑化の保全を目指し、市と市民団体との共催により、「里やまボランティア入門講座」を毎年（平成 15 年～）開催されている。講座終了後、実際に里やまボランティア活動に取り組んでいる参加者は約 8 割に達している。また、ボランティアの方々が地域で活動しやすいよう、用具の貸し出しなどの支援をされている。 本年度（20 年度）受講者を募集したところ、すぐに定員の 20 名に達した。（本年度は市広報の 1 面に記載） 今後ボランティアを続けてもらうための工夫も考えられている。今までの入門講座から一歩進んだ専門的な講座も検討中とのこと。</p>
<p>考察</p>	<p>本市でも本年度より、市民団体と市の共催により「里山ボランティア講座」を実施する。講座終了後、受講者が自らボランティア団体を立ち上げ活動に取り組んで頂けるよう、学んできたことを（未来絵日記等）提案していきたい。 環境ボランティアの育成については松戸方式を大いに参考にすべきと考える。</p>
<p>委員の意見等</p>	<p>講座は今までに 5 回開催されているが、5 回とも修了生がボランティア団体を立ち上げている。講座の進め方次第で、素晴らしい効果を上げることができる。 ボランティアグループ囲いやま森の会の野口代表は、整備した里山で野外音楽会等も開催し、今後は、小学生による演奏会も考えておられた。整備した里山を活用して、市民が楽しめる空間を創造していくことを楽しんでおられるように感じた。 みどりと花の課からの説明で、ボランティア講座が数年前から行われ、講座の受講者が立ち上げた、ボランティア団体がみどりの保全事業に積極的に関わっていることが良く判った。行政と市民との協働についても積極的に行われていることが理解できた。</p>

視察先	埼玉県志木市 (平成20年10月10日)
施策等の名称	<ol style="list-style-type: none"> 1. ふれあいの森整備事業 2. グリーンボランティアについて <ul style="list-style-type: none"> ・アダプトプログラム(里親制度) 3. 緑の保全について <ol style="list-style-type: none"> (1)みどりの基金積立事業 (2)保存樹林等の指定および助成制度 (3)生垣設置奨励金交付事業 (4)家屋の新築記念樹林贈呈制度 4. 現地視察 <ul style="list-style-type: none"> 慶応ふれあいの森、西原ふれあいの森
視察の目的	<p>委託料削減のための手法として、市民プロポーザルボランティアを20年度から実施される予定。そのほか、みどりの基金積立事業、保存樹木等の指定及び助成制度、生垣設置奨励金交付事業を展開されていることから、本市の施策との比較を行う。また、グリーンボランティアについては、市民や企業が里親になり、特定の場所の清掃や花壇の手入れを行う制度であることから、本市のコミュニティパーク制度との比較調査を行う。</p>
施策等の概要	<p>ふれあいの森整備事業については、市内の数少ない樹林地を、市が地権者から無償で借り(賃借料は無償である代わりに税は免除している)、下草刈りや清掃などの維持管理業務が行われている。</p> <p>アダプトプログラム(里親制度)を平成12年度から実施し、10団体と個人が登録(合計登録人員264人)し、ごみ拾いや除草作業、花壇の手入れ等のボランティア活動をされている。</p>
考察	<p>同市は、平成17年8月に財政非常事態宣言したのがきっかけで、住民参加が急速に進み市民と行政の協働が定着している。</p> <p>アダプトプログラム(里親制度)では、お互いがライバル意識を持ち活動されているようで、本市におけるボランティア等の市民参加も、続けてもらうための工夫が必要と考える。看板設置も有効と考える。</p> <p>本市でも行われていることが多いが、アダプトプログラムとNPOの活動に関しては色々参考にすべき所がある。</p>
委員の意見等	<p>ふれあいの森整備事業では、散策路の整備にゴムチップ舗装(弾力性があり、歩くと気持ちが良い舗装)や、木チップ舗装(樹木選定した枝、葉をチップ化したもの)などを行っている。本市でも遊歩道に木チップを利用しているが、さらに公園等の整備にも利用できないか。</p> <p>本年度から、環境基本計画により市民プロポーザルボランティアを実施するにあたり市民公募をし、65か所ある公園(都市公園、児童公園)を『自分たちの公園』と考え美化活動を行う。本市のコミュニティパーク事業でも『自分たちの公園』という意識は芽生えると思うが、実施できる数が少ないことから、市民参加を促進するためには他の事業も並行して実施することが考えられる。</p> <p>道路公園課から説明を受け、みどりの基金積立事業、アダプトプログラム(里親制度)、保存樹木等の指定及び助成制度など行政と市民が協働して取り組んでいることが良く判った。</p> <p>アダプトプログラム実施については市民にみどりの保全の重要性について十分な理解を求める必要がある。この事業は今後長期間に亘って支援をして貰う必要があるからで、行政も常にキャンペーン等を行うことが重要と考える。</p>

視察先	大阪府交野市 (平成 20 年 11 月 7 日)
施策等の名称	1 里山指導員育成講座について 2 花と緑のボランティア育成講座について 3 いきものふれあいの里(現地視察) 4 交野山森林公園
視察の目的	交野市では、里山指導員育成講座の修了生によって、いくつかのボランティア団体が結成され、竹の伐採、竹炭づくり、植樹、間伐等の活動によって荒れた里山を豊かな森に再生する里山保全活動が展開されており、本市の里やまボランティア入門講座の展望の参考とする。また、花と緑のボランティア育成講座は、草花や樹木の特性、園芸の知識や技術などを実習し、修了生が、地域でリーダーとして活躍していただくことを期待するものであり、ボランティア団体の育成・支援等について本市との比較調査を行う。
施策等の概要	◎「里山指導員育成講座」 里山の保全を図るには、行政や地権者のみでは到底守ることは不可能に近い状況の中、市民参加を得て市民、地権者、行政が一体化した保全活動を展開しなければ守れないと認識し、平成12年度より市民対象にした、里山指導員(ボランティア)育成講座を開設する。 受講生には、一定の知識や技術を習得してもらうとともに、「森の案内人」として保全活動に取り組むリーダーとして活動してもらえよう、毎年、里山指導員育成講座を継続して開催している。 ◎「花と緑のボランティア育成講座」 草花や樹木の特性、園芸の知識や技術などを実習しながら学び、講座終了後も花苗づくりや花壇の管理活動をするボランティアを育成する。
考察	市の面積の1/2が森林など緑地であることから、市民の緑地に対する関心度は高いと考えられる。 交野市主催の「里山指導員育成講座」は、2年目からは定員20名は抽選になっている。市が主催する講座等は、終了後の活動なども考える必要があり、自ら受講したいと思えるような魅力的な講座にする必要がある。 交野市では「花と緑のボランティア育成講座」を開催し、花苗を育て、公共花壇や街路部の植栽・管理等をしている。花と緑のまちづくりを推進するための活動場所(花のまちづくりセンター)が本市でもあることから、花と緑のボランティアの育成講座や活動内容も参考になると考える。 企業の協力を得て緑の保全を進めるシステムを、生駒市も導入する必要がある。
委員の意見等	◎本年度より実施している「里山ボランティア講座」終了後に、受講生が自主的にボランティア団体を立ち上げたいと思えるような講座を開催するとともに、活動場所の提供も重要であることから、交野市で学んだことを提案する。地権者への働きかけも重要である。 ◎オムロンが大阪府のアダプトフォレスト制度を活用して、今後5年間森地区の森づくりを行うが、関西では他に和歌山県、大阪府(開始05年度)・京都府(同07年度)などが取り組んでいる。残念ながら奈良県では未だ実施されていない。本市としては、県に働きかけ同制度の導入を図るべきと考える。 ◎環境NPOの育成については、本市の「里山ボランティア講座」(11月8日開講、全5回)を活用し、受講生の中から一人でも多く、今後NPOを立ち上げ環境保全に関わってもらえるように講座の内容等も考えて行く必要があると考える。 ◎保全している自然の中にセンターとなっている施設があった。こういった施設は、各ボランティア団体にとっても便利であるとともに、各講座や市民の方々に来ていただき自然を体感していただくために有効ではないか、と感じた。生駒市では、山麓公園のふれあいセンターと竹林公園の施設が2大拠点になり得るのではないか。 ◎ボランティア団体が市民の自主的取り組みにより設立され、活動している。こういった市民のやる気と力を信頼し、そこに依拠する発想が行政に求められる。

視察先	大阪府箕面市 (平成 20 年 11 月 25 日)
施策等の名称	1. 市民参加の施策について (1) アドプトパーク・プログラム制度 (2) NPO法人「みのお山麓保全委員会」との連携・協働について (3) 今後の課題と事業の拡大等について 2. 市の取組について (1) 花とみどりあふれるまちづくり推進事業 (2) 自然緑地等指定制度
視察の目的	箕面市では、先進的な取組として、ボランティアグループが道路や公園に花苗などを植栽し、清掃などの日常管理を行うアドプトパーク・プログラム制度が実施されている。また、みどりの基本計画の実現に向けた取組や自然緑地等指定制度など、本市のこれからの施策の展望の参考とする。また、NPO法人の活動やボランティア団体の取りまとめ方など、運営等について調査を行い、本市のボランティア団体の育成・支援等について、課題の抽出等を行う。
施策等の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・アドプト制度…市が里親（市民、事業者等）と協働して、公共空間の美化・利活用を図る。月2回以上活動することを条件にボランティア団体からの申請に基づき登録し、花苗の配布や清掃道具の貸出を行う。現在、130団体が登録され、141ヶ所で活動されている。 ・みどりの基本計画…都市緑地法に基づき市町村が策定する計画。箕面市は平成16年に策定。緑とオープンスペースの全てに関する総合的な計画。2002年策定、短期見直しを2010年、長期見直しを2025年。特に、身近なみどりとして公のみどり（学校、公共施設）は、アダプト制度を活用した市民協働による維持管理を推進されている。今後は、民のみどり（住宅地などの私有地のみどり）を支える仕組みづくりを実施されていく。 ・自然緑地等指定制度…対象区域の同意率46.9%、74ha ・保護樹木…所有者と協力して市街化調整区域内の自然緑地及び市街地の由緒ある樹木・樹林を保護されている。保護樹木63本、保護樹林14ヶ所 ・NPO法人みのお山麓保全委員会…会員20名、理事10名、常勤1名。自然観察会、パトロール隊、ネイチャールーム、森の音楽会などイベントの開催やボランティア団体の支援・とりまとめ、人材育成（講座：森の学校）を主な活動とされている。イベントの開催に当たって、市と協力し、多くの参加者を募っている。内部組織の強化と運営の継続が課題。
考察	<p>里山にかかわる“人材”を育てるために「みのお森の学校」を毎年開催している。運営は、市民ボランティアによる「森の学校実行委員会」が行い、修了生は「みのお森の学校同窓会」を作り、交流、活動をされています。終了生の7割が活動に参加していること、NPOが運営主体になり市は活動に協力するというやり方は本市の参考となる。</p> <p>山麓保全のための基金を実施しており、多くの基金が集まっている点は参考になる。生駒市でも導入すべきではないか。</p> <p>市街地の緑の保全を巡る市民相互の対立に、行政がどうかかわっていくか、参考になる。</p>
委員の意見等	<p>市の面積の半分が箕面国定公園という環境に恵まれてはいるが市民の熱意が箕面市の“みどり”を守っている。NPO、ボランティア団体が行政と協働して市域の環境保全に取り組んでいるが、それを支えているのはアダプト制度であり、自然緑地等指定制度である。本市もアダプト制度を取り入れ市民との協働を推進すべきと考える。</p> <p>箕面市のアドプト制度は、活動に必要な資材や花苗などを支給したり、アドプト活動をしている旨を記した看板の設置、また技術講習会等を行い、里親の活動を市は支援している。（アドプト団体＝現在130団体：4年で10倍に増加）この制度は、ボランティアをしてみたいという人の活動のきっかけづくりにもなると考える。</p>

	<p>「森の音楽祭」など、緑を実感でき、それでいて経費がかからないという、よく考えられたイベントを行っている点、及び、それを緑の保全の取り組みの宣伝・組織化に活用している点など、一つ一つの取り組みをバラバラなものにせず、相互に関連させている点、学ぶべき点が多かった。</p>
--	---

ボランティア団体の豊富さに驚いた。と同時に、そういったところでも人材育成の困難さを実感しているところに、この問題への取り組みの困難さがあるのだろう。

【別紙2】他市の取り組み事例

(参考1) アダプトプログラムってなに ~愛知県大府市事例 HPから

●市の取り組み(制度)のPRに工夫を!

な～るほど協働 第6回 アダプトプログラムってなに

この『アダプト』という言葉聞いてみなさんはどんなイメージを持ちますか。家電製品付属の『アダプター』を思い浮かべられた方もいらっしゃるかもしれません。英語の『adopt』には『(何々)を採用する;選んで結び付ける』という意味の他に、『(誰々)を養子にする』という意味があります。

『アダプトプログラム』はわかりやすく言うと、市民のみなさんが公園や歩道などの公共施設をわが子のように愛情を持ってごみを拾ったり樹木に水をあげたり除草したりするボランティア活動のことです。

『アダプトプログラム』はハイウェイで散乱したごみ問題が深刻化したアメリカで、1985年にテキサス州運輸局が『アダプト・ア・ハイウェイ』を導入したのが始まりです。その後、急速にアメリカ全土に普及しました。日本国内では1998年に香川県の善通寺市が最初に導入しました。

大府市では2003年1月から登録募集が始まり、2008年1月末現在で49団体、延べ3,700人の方々が活動しています。

健康維持のため、仲間作りのため、地域のため、家の前の道路をきれいにしたいためなど、目的や規模はそれぞれ違って、まちがきれいに住みよくなることは、私たち市民全員の願いです。

『アダプトプログラム』は、2人のグループから登録することができます。あなたも、あなたにできる範囲から始めてみませんか。



な～るほど協働



アダプトサインの例

アダプトプログラムって何？

住民のみなさんが大府市内の公共施設、たとえば公園や歩道などをわが子のように愛情をもって面倒をみていくということです。言いかえれば、公園や歩道などを気持ちよく利用出来るようにゴミを拾ったり樹木に水をあげたり除草したりするボランティア活動のことです。アダプトプログラムは、1985年にハイウェイでの散乱ゴミ問題が深刻化するなかで、アメリカのテキサス州ではじめて導入し、全米に普及しました。

日本で最初に導入したのは、1999年の四国の香川県善通寺市です。また、愛知県内でも、多くの住民のみなさんが活動をおこなっています。

大府市では、平成15年1月20日からこの制度の受付をスタートさせました。

何人から参加できるの？

- 二人以上のグループで参加してください。家族でも出来ます。
- 活動団体一覧・団体紹介はこちらをご覧ください。

活動する場所は？

- みなさんで作業する場所と出来る範囲を決めてください。

どうしたら参加できるの？

- 指定の用紙に必要事項を記入して市役所協働促進課に提出してください。（市と住民のみなさんのグループと合意書を交わします。）

市からは、

- 大府市指定ゴミ袋を必要に応じて差上げます。それと、皆さんが活動しているところにグループの表示板を設置させていただきます。

万一の時には、

- 活動中の事故については、ふれあい制度にて対応いたします。
- ふれあい制度はこちらをご覧ください

登録者の募集について

受付時間

- 月～金曜日（8：30～17：15）（水曜日のみ19：15まで）

対象となる公共施設

- 大府市内の公園、歩道、池、河川、その他

参加出来る方

- 大府市内にお住まいの方、大府市内にお勤めの方など

活動内容

- 申し込まれた公共施設の美化活動

申請に必要なもの

- 活動するグループ名とグループの名簿
- 活動するスケジュール

申し込み用紙は、市役所協働促進課の窓口または当ホームページからも取り出すことができます。

(参考2) アダプトプログラム活動団体一覧 <<市民参加の促進>>

～愛知県大府市事例 HPから

●ボランティア活動を継続して行うための工夫を！

[2009年2月5日]



アダプトプログラム活動団体一覧

団体一覧では、現在登録している団体を一覧で掲載しています。

また、アダプトサインを設置している団体、広報おおぶに掲載された団体については、活動紹介を掲載しています。

公園 11 団体		
番号	活動場所	団体名
A-1	向畑公園	向畑気功健康会
A-4	桃山緑地、大府町長根付近	大府緑化推進研究会
A-5	三ツ池公園、瀬戸池公園	豊田自動織機共和工場 職制会
A-6	長根ちびっ子広場	環境美化の会
A-7	海陸庵公園および上荒田橋付近	TICO フルハート
A-8	共長地区の公園および保育園などの砂場	砂場愛好会
A-9	二ツ池公園駐車場	ムトウファミリー
A-10	上徳緑地	梅村ファミリー
A-11	八百目南公園および吉田台団地内側溝	吉田台自治会
A-12	古井戸ちびっこ広場	久野ファミリー
A-13	二ツ池公園と中京女子大学周辺	学校法人中京女子大学伊達コミュニケーション研究所
歩道 32 団体		
番号	活動場所	団体名
B-1	石ヶ瀬会館付近	ハーブを楽しむ会
B-2	共西町七丁目付近	岡本ファミリー
B-4	北山町一丁目付近	宮下ファミリー
B-5	共和駅西口より北側付近	アイサングリーンクラブ
B-6	あいち健康の森付近	いこいファミリー
B-7	共和駅東口付近	コープ野村有志お掃除隊
B-8	米田グラウンド付近	かにえグループ
B-9	東部知多温水プール付近	住友クリーン倶楽部
B-10	名古屋製酪(株)付近および梶田公園	スジャータオオブせいそう隊
B-11	桃山町一丁目付近	桃山の小路の会
B-12	桃山公園周辺	大府さくら会
B-13	岡崎信用金庫大府支店付近	おかしん
B-14	ふれあいの道	豊田自動織機技能専修学園

B-16	国道 23 号北崎インターチェンジ部	井田自治会道路を美しくする会
B-17	追分町一丁目周辺	明和ごみ拾い屋さん
B-18	北山町三丁目付近	北山アジサイチーム
B-19	共和東保育園付近	北山フラワークラブ
B-20	六果園児童公園付近	パークファミリー
B-21	市役所東側歩道付近	市役所周辺お掃除隊
B-22	鞍流瀬川沿い歩道	大府十七八みどり会
B-23	辰池の南側	境川自然を考える会
B-24	半田信用金庫大府支店付近	半田信用金庫大府支店
B-25	半田信用金庫共和支店付近	半田信用金庫共和支店
B-26	(株)三菱東京 UFJ 銀行大府支店南側の歩道	MUFG 大府駅前エコクリン
B-27	市内 9 公民館の周辺歩道及び道路	PH クリーンクラブ
B-28	共和駅東西広場とその周辺	共和駅周辺まちづくり隊
B-29	東山小学校周辺通学路	大府市立東山小学校
B-30	大府森岡交差点から森岡町西交差点までの東側歩道	美しく、四季のみどりでふれあう会
B-31	坊主山北交差点南側歩道	昭和プロダクツ株式会社
B-32	大府市消防署周辺及びアラタ公園内	大府市消防本部消防署周辺お掃除隊
B-33	大府市消防署共長出張所周辺	消防署共長出張所周辺お掃除隊
B-34	大府市共長公民館周辺及び共和町五丁目付近	シンセイ建設株式会社

河川 1 団体

番号	活動場所	団体名
C-1	矢戸川側道	石ヶ瀬自治区生活環境部

ため池 4 団体

番号	活動場所	団体名
D-1	新池および新池ポケットパーク	蜻蛉の会
D-2	共和大池および周辺	共和大池の自然美を守る会
D-3	二ツ池公園（増田池の周回遊歩道）	東あけび苑
D-4	奥池カキツバタ園	吉田会

その他 5 団体

番号	活動場所	団体名
E-1	桃山町五丁目交差点付近	大府婦人会ボランティア部
E-2	共長小学校東門付近	共長さくら会
E-3	吉田児童老人福祉センター	わかば
E-4	トチネ池下水路	佐藤ファミリー
E-5	梶田町二丁目付近	寺口ファミリー

(参考3) アダプトプログラム 申請書・届出書様式

～愛知県大府市事例 HPから

●市民が簡単に申し込みできるような工夫を！

[2009年1月5日]



アダプトプログラムの様式

これから参加される方がご利用いただける書類

養子縁組届(PDF)

アダプトプログラムの養子縁組届です。記入後、次の書類を添えて市役所協働促進課へ提出してください。・活動するグループ名とグループの名簿 ・活動するスケジュール

養子縁組合意書

養子縁組合意書(PDF)

合意する際に使用する様式です。この様式は2通作成する必要があるため、合意後、お互いに1通づつ保管することとなっています。合意書は、養子縁組届を提出する際に添付いただくか、後日、市が作成し合意する方法があります。

合意者の方がご利用いただける書類

合意者のための各種様式(PDF)

- 物品支給申請書(ファイル名:adapt_buppin.pdf サイズ:47.45 KB)

大府市指定ごみ袋が必要な場合に市役所協働促進課へ提出してください。

- 公共施設状況連絡表(ファイル名:adapt_jyokyo.pdf サイズ:19.72 KB)

活動いただいている公共施設で、施設の損壊や大型ごみの不法投棄など、活動団体では処理できない場合にご利用ください。処理について担当課と協議いたします。

- 養子縁組辞退届(ファイル名:adapt_jitai.pdf サイズ:18.16 KB)

転出等で養子縁組を解除する際にご利用ください。

(参考4) 目標達成状況 <<情報共有と検証>>

～愛知県大府市事例 HPから

●市民が関心を持つような積極的な情報発信を！ (結果は必ず公表する)

平成19年度の環境目標達成状況(環境基本計画)

[2009年1月27日]



環境基本計画関連事業(重点事業)の目標達成状況は次のとおりとなりました。

(1) 樹林地・水辺の保全・活用		
担当課	実績	達成状況
都市整備課	緑地の確保 3,280平方メートル	×

目標としていた9,980平方メートルに及びませんでした。

(2) 身近な自然とふれあいの場の確保		
担当課	実績	達成状況
環境課	市民参加による身近な生き物調査、水質調査、自然観察を年1回実施(参加者約60名)	○

(3) 環境保全型農業の推進		
----------------	--	--

担当課	実績	達成状況
農政課	水田農業構造改革、病虫害防除、有機農法促進等のための補助 14件	○

(4) 環境に配慮した交通体系の確立

担当課	実績	達成状況
生活安全課	循環バスの平均乗車人数 9.1人	×

目標としていた10人にもう一步及びませんでした。

(5) 生活排水の処理

担当課	実績	達成状況
下水道課	下水道整備率 54.7% 整備面積 36.3ha (累計 968.9ha)	○
	水洗化率 (公共下水道整備区域) 81.7%	×
環境課	合併浄化槽の補助基数 42基	

目標としていた下水道水洗化率 83.8% 合併浄化槽の補助基数 54 基に及びませんでした。

(6) 自動車や事業者による騒音・振動対策

担当課	実績	達成状況
環境課	環境騒音調査を 17 地点で年 1 回実施 道路交通騒音調査を 6 地点で年 1 回実施	○
商工労政課	関係課との情報交換 進出希望企業への用地斡旋・誘導を随時実施	

(7) 自然・歴史資源のネットワーク化

担当課	実績	達成状況
保健センター	月例ウォーキングを年 24 回開催 健康の道を「健康づくり」、ホームページなどで PR	○

(8) 安心して歩ける道づくり

担当課	実績	達成状況
都市整備課	ウォーキングトレイル整備 553m 整備	×
	石ヶ瀬川歩道整備 579m 整備	○

目標としていたウォーキングトレイル整備 1,185m 整備にもう一步及びませんでした。

(9) 住民の手による公園づくり

担当課	実績	達成状況
協働促進課	アダプトプログラム合意者交流会開催 1回 ホームページによる PR	○
	広報による PR 6回	×

目標としていた広報による PR12 回にもう一步及びませんでした。

(10) 市民・事業所協働によるごみの減量

担当課	実績	達成状況
環境課	ごみ減量・リサイクルに関する出前講座 2回開催	×
	小学校出前講座全校実施 中学校環境体験学習実施 1校	○

目標としていたごみ減量・リサイクルに関する出前講座 6 回開催にもう一步及びませんでした。

(11) 不法投棄・ごみポイ捨て対策		
担当課	実績	達成状況
環境課	あき地の雑草除去率 93.9% ※除去率=完了件数÷苦情件数	×

目標としていた雑草除去率 94%にもう一步及びませんでした。

(12) エコオフィス・環境共生住宅の展開		
担当課	実績	達成状況
都市計画課	建設リサイクル法の届出徹底 省エネ住宅の普及・促進に努める（窓口指導）	○
環境課	環境マネジメントシステムの継続運用 全職員に対する環境教育 全部門に対する内部環境監査実施 環境対策審議会へ実績報告	
商工労政課	ISO 取得企業に対する補助金交付 7 件	×

目標としていた ISO 取得企業に対する補助金交付 10 件にもう一步及びませんでした。

(13) 学校と家庭と連携した環境教育・学習		
担当課	実績	達成状況
学校教育課	FBC 研究事業交付金 2 校 環境教育研究事業交付金 2 校	○
生涯学習課	6 種類の環境講座受講者 973 人	
環境課	こどもエコクラブの登録 3 クラブ 公害に関する出前講座実施 6 回	×

目標としていたこどもエコクラブの登録 5 クラブ及び公害に関する出前講座実施 8 回にもう一步及びませんでした。

(14) IT 技術等による情報交換の充実		
担当課	実績	達成状況
環境課	環境概況の発行 ホームページに(1)～(3)掲載 (1)ダイオキシン類調査結果 (2)環境基本計画概要版 (3)環境概況	○
	市民参加による身近な生き物調査、水質調査、自然観察を年 1 回実施（参加者約 60 名）	

■お問い合わせ先

市民協働部 環境課

☎0562-45-6223

✉ kankyo@city.obu.aichi.jp

(参考5) 基金 寄附者一覧 <平成19年度>

～愛知県大府市事例 HPから

●積極的に寄附を呼びかけ、協力者に感謝の気持ちを!

[2009年2月5日]



平成19年度 (匿名の寄附者は掲載していません)		
寄附者 (敬称略)	寄附金額	寄附日
シンセイ建設 株式会社	23,718 円	平成20年3月31日
イツミ工業 株式会社	30,000 円	平成20年3月28日
有限会社 山本鋳金	30,000 円	平成20年3月21日
伊藤精工 株式会社	30,000 円	平成20年3月7日
千代田工業 株式会社	30,000 円	平成20年2月29日
株式会社 三恵シーアンドシー	30,000 円	平成20年2月29日
協栄不動産	10,000 円	平成20年2月29日
大府市医師団	30,000 円	平成20年2月27日
愛知金属工業 株式会社	20,000 円	平成20年2月21日
株式会社 エーアンドエー愛知	30,000 円	平成20年2月13日
株式会社 半谷製作所	10,000 円	平成20年2月13日
株式会社 松尾製作所	20,000 円	平成20年2月7日
オオブユニティ 株式会社	30,000 円	平成20年1月25日
愛知鋼管工業 株式会社	50,000 円	平成20年1月22日
愛知精工 株式会社	10,000 円	平成20年1月18日
名古屋製酪 株式会社	30,000 円	平成20年1月17日
泰助会	17,000 円	平成20年1月8日
桂新堂 株式会社	10,000 円	平成19年12月26日
株式会社 ワークアップアサクラ	30,000 円	平成19年12月21日
太陽工芸 株式会社	30,000 円	平成19年12月21日
タツミ化成 株式会社	30,000 円	平成19年12月13日
株式会社 浅井歯科技研	30,000 円	平成19年12月13日
株式会社 名南製作所	30,000 円	平成19年12月7日
大天工業 株式会社	30,000 円	平成19年12月7日
明和包装 株式会社	10,000 円	平成19年11月29日
大和機工 株式会社	30,000 円	平成19年11月29日
アダプトプログラム合意者交流会参加者有志	46,975 円	平成19年11月28日
木下 勝光	10,000 円	平成19年11月26日
平下塗装 株式会社	30,000 円	平成19年11月14日
名南カントリークラブ	104,000 円	平成19年10月17日

(参考6) わがまちの歴史・文化を見直し快適な環境をつくる

～愛知県大府市事例 HPから

●市民が関心を持つような積極的な啓発活動を！ (取組結果は必ず公表する)

分野別目標3 地域の歴史・文化を生かし、快適で歩きたくなる環境をつくる

[2009年1月5日]



8 わがまちの歴史・文化を見直し快適な環境をつくる

8-1 わがまちの歴史・文化資源の掘り起こし

- (1) 市民参加による歴史資源調査
- (2) 祭りの伝承と地域づくり
- (3) 健康を基本に据えたまちづくりの推進

8-2 自然・歴史資源のネットワーク化

- (1) 歴史街道の認定
- (2) 緑化事業の推進
- (3) 学校緑化の推進
- (4) 健康の道の推進

○行政の主な役割

- ・地域ごとに歴史街道を認定します。
- ・地域の祭りに関するパンフレットを作成するなど、祭りの紹介や意識啓発を行います。
- ・健康の道の推進について、健康づくり推進員、広報紙「健康づくり」等を通じて市民に啓発します。

○市民・事業者の主な役割

- ・文化財の保存や祭りの伝承に参加し、地域での交流やまちづくりに活用します。
- ・健康で快適なまちづくりに参加します。
- ・健康の道を利用し、歩くことを通じて心と体の健康を増進します。

9 歩いて快適な環境をつくる

9-1 安心して歩ける道づくり

- (1) 歩行者道・自転車道の整備
- (2) 歩行者・自転車に関わる交通事故の削減
- (3) コミュニティ道路の整備
- (4) 歩行者専用道路の整備

9-2 歩いて暮らせるまちづくり

- (1) 暮らしの中の買物の見直し
- (2) 公民館・集会所の機能の充実
- (3) 自治会活動の活性化

○行政の主な役割

- ・市民・事業者に対する交通事故防止のための啓発活動等を定期的を実施します。
- ・健康の道の整備について、歩道整備に合わせ、順次延長します。
- ・マンション・アパート単位での自治会結成に対し、相談窓口を充実します。

○市民・事業者の主な役割

- ・運転時、歩行時には交通ルールを遵守します。
- ・公民館、集会所を積極的に利用します。
- ・自治体活動に積極的に参加し、コミュニティのつながりを活発化します。

10 住民の手により景観・くつろぎの場をつくる

- 10-1 住民の手による公園づくり
- (1) 住民参加による公園づくり・管理
 - (2) アダプトプログラムの導入
 - (3) 住民主体による緑化推進
 - (4) 公園および周辺の防犯強化
- 10-2 わがまちの景観づくり
- (1) 優れた景観要素の公表
 - (2) 歴史を取り入れた街並みづくり



○行政の主な役割

- ・行政・住民協働で、公園づくりのためのワークショップを実施し公園づくりに活かします。
- ・市民の組織、市民会議、コミュニティなどに呼びかけるなどして導入を図ります。

○市民・事業者の主な役割

- ・ワークショップに参加し、公園づくりおよび公園の管理に参加します。
- ・コミュニティや事業所などでアダプトプログラムを導入し、清掃活動等に主体的に取り組みます。

<参考>

◆ワークショップ

ある問題に関心を持つ人が集まり、意見交換し、認識を共有化しながら問題を解決していく方法。

◆アダプトプログラム

道路、公園、河川などの一区画を市民グループ等が担当し、清掃・管理などを行うこと。

(参考7) 箕面市のみどりの施策

« 「緑化の推進」目標と総評 »

～大阪府箕面市事例

施策6 身近な緑と遊びの空間

施策19 特徴を生かした都市緑化の推進

施策における目標

身近なみどりに対する愛着や満足度を高めるため、都市緑化（アダプト活動参加など）に関わる市民団体を増やすなど市街地の緑の減少を抑えます。

施策概要

緑化樹や花苗の配布、街路樹の維持管理による市街地緑化の推進。

想定される主な取り組み

- ・アダプト活動により住環境に配慮した身近な緑花を推進する。
- ・花とみどりの街角表彰や講習会等を行い、市民の緑花意識を高める。
- ・箕面駅前や府道豊中亀岡線等で、地域に即した緑花を推進する。
- ・街路樹の適正な維持管理等のあり方を検討する。

第2期実施計画における総評

・「みどりの基本計画」に基づき、各種啓発やアダプト活動など市民による緑化推進が進められてきた結果、市民がみどりに関わる機会が増え、みどりへの愛着が形成されることから、今後も身近なみどりの豊かさに関する満足度の高まりが十分期待される。

・「みどりの基本計画」、「みどりのまちづくりヒント集」の策定や、各種啓発、重点緑化などが行われたことにより、市民の身近なみどりに対する関心は高まりつつある。また、アダプト活動団体に対する公園や緑地、道路などの活動場所の提供や、花苗、資材等の支給など活動への支援により、市民の主体的な関わりが増えた。

・アダプト活動推進要綱に基づき、公園・緑地等におけるアダプト活動が活性化し、団体数が増加したため、アダプト活動が所数が増加した。また、要綱・支援方法の改正も含めてより活動しやすい仕組みづくりを検討する必要がある。

・花とみどりの街角表彰については、募集時期が花の時期の後になっていることやPR不足により、応募件数が増加していないため、改善が必要である。

施策6 身近な緑と遊びの空間

施策20 公園・緑地の整備と管理

施策における目標

公園、緑地の管理への市民の関心を高め、市民による管理運営の公園、緑地を増やします。

施策概要

公園や花壇の維持管理、市民主体による利活用などの推進。

想定される主な取り組み

・既存の公園・緑地を適切に管理するため、市民参加による公園等の維持管理等のあり方を検討するとともに既存公園のリニューアルについて、市民参加による整備を検討する。

第2期実施計画における総評

・アドプト制度について積極的に啓発活動を行い、参加団体が増加傾向にあることから、市の公園づくりや管理に対する市民の参加意識の高まりが今後も期待できる。
・アドプト団体の増加により、市民によって管理が行われている公園数が増加してきた。しかし、団体により、維持管理への意識の差が大きく、今後、維持管理の充実度を高めるため、報償金制度及びアドプト制度の見直しが必要である。
・一人あたりの都市計画公園面積を確保するため、未整備都市計画公園の必要性等を検証し、今後の都市計画事業の展開を明確にする必要がある。

生駒市議会 都市建設委員会委員（平成20年5月～）

委員長	福中眞美
副委員長	西口広信
委員	酒井 隆
委員	浜田佳資
委員	角田晃一
委員	八田隆弘